

食品に関するリスクコミュニケーション  
-我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える-

平成19年11月20日(火) 14:00～16:40

福岡国際会議場

主催：食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

(1) 開会

○ 吉川専門官 皆様、ご多忙の中ご参加をいただき有難うございます。ただ今から「食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考えるー」を開催致します。私は本日の司会を務めます、厚生労働省食品安全部企画情報課の吉川と申します。よろしくお願いたします。わが国のBSEの国内対策については、食品安全委員会がリスク評価を行い、厚生労働省および農林水産省が管理措置を講じてまいりました。最近管理措置について、消費者等関係者の皆さんの関心が高いことから、リスク評価や管理措置について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省および農林水産省の共催による、本日の会を開催することと致しました。

それでは、まず始めに配布資料の確認をお願い致します。配布資料一覧という紙がございますので、こちらをご参照頂きながら、ご確認頂ければと思います。まず始めに議事次第、座席表、食品安全委員会の資料と致しまして「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」、厚生労働省の資料と致しまして、「BSE国内対策（と畜場・食肉処理関係）」、農林水産省の資料と致しまして、「BSE国内対策（飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係）」。それから、アンケート用紙が一枚入っております。その他にパンフレット・リーフレットの関係で、「食品安全委員会2007」というパンフレット、「科学の目で守る、食品の安全」これは小さなリーフレットになっております。「科学の目で食品の安全を守ろう!」、こちらもリーフレットになってございます。「食品安全 14号」、それから「食品安全委員会からのお知らせ（食の安全ダイヤル・食品安全e-マガジン）」、それから、「わたしたちは家庭での食育を応援します!」という、食育推進室のパンフレット、それから「食品安全エクスプレス」という農林水産省のパンフレットが1枚入っております。もし不足の資料ございましたら、挙手をいただきまして、お近くのスタッフにお知らせください。

また、今後のご参考のために、アンケート用紙を同封しておりますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。ご記入いただきましたアンケートは、終了後に出口の付近で回収を致しますので、お帰りの際に係りの者にお渡し下さい。

続きまして、本日の議事進行を簡単にご説明いたします。議事次第をご覧ください。まず「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」について、食品安全委員会プリオン専門調査会の甲斐専門委員より30分程度説明いたします。続いて、我が国における牛海綿状脳症（BSE）に関する管理措置について、「飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係」を農林水産省消費・安全局畜産安全管理課小野寺課長補佐より、「と畜場・食肉処理関係」を厚生労働省食品安全部監視安全課森田専門官より、併せて40分程度説明を致します。その後、10分程度の休憩を設けて、予定では3時20分から意見交換を行い、午後4時40分頃の終了を予定致しております。なお、携帯電話につきましては、電源

をお切りいただくか、マナーモードでのご使用にご協力をお願いいたします。それでは、食品安全委員会甲斐専門委員より「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」について説明いたします。よろしくをお願いいたします。

## (2) 講演

○甲斐専門委員 皆様こんにちは。ただ今紹介して頂きました、専門委員の甲斐でございます。それではですね30分間なんですけど、評価についてご説明申し上げます。少し込み入っておりますので、30分で説明するには、なかなか難しいのですが、何とかやってみようと思います。

(スライド2)

今日の話は、日本のBSE対策に関するリスク評価で、特にですね2003年7月以降に生まれた20ヶ月齢以下の牛を2005年3月時点で評価すると。20ヶ月以下の牛をBSE検査した場合と、検査しなかった場合、今検査しているわけですが、来年8月以降検査しなかった場合、このリスクはほぼ同じだという事を説明するというのが、私の話の主題であります。

その方法として、20ヶ月齢以下のBSEに関する定性的なリスク評価をしていくのですが、そのやり方として、牛と肉とに分けながら、20ヶ月齢以下の牛にBSE検査を実施した場合と、実施しなかった場合を比較するという手順で、ご説明いたします。

(スライド3)

その方法は、定性的な評価になるんですけども、まず牛についてですね。2003年7月以降生まれの牛なんですけど、これを2005年3月で、プリオンの蓄積度を元に推測する。これを感染率と蓄積量を元に推計していくと。

肉についてはですね、牛肉のプリオンの汚染度を、汚染率と汚染量を元にリスクを推計していくと。2段階えになっているわけです。

(スライド4)

じゃあ、この図をごらん頂きたいのですが、横軸は牛の生まれた、例えば2001年の9月10日にBSE牛が確認されたわけですが、その牛はどんな牛だったのか、という事を、この牛は、1996年の生まれで、発見されたときには60数ヶ月だった、という事が分かる図なんです。また、幅を持ちながら2006年生まれまで、どのような牛だったかが分かる図なんです。

この1996年というのは、肉骨粉資料の禁止を通告した年なんですけど、それから2001年の9月に発見されて、2001年の10月に肉骨粉の完全飼料を禁止しております。それから約20ヶ月たった、2003年生まれの牛を2005年3月に評価する、ということになっているんですけど。

ずっと行くんですけども、少しずつ発見されていくと、で、その牛を見ていくと、この頃に生まれたのか、という事が分かります。

そうしますと、生まれてから何ヶ月かという事なんですけれども、ずっと辿っていくと20ヶ月以下というのは、全然出てこない、いくら調べても出てこない、という事が分かります。そこでですね、20ヶ月以下のと畜された牛を見てみようと。これを評価していこう、という事なんです。

(スライド5)

さて、定性的評価と定量的評価とがあるのですが、ここでは定性的なリスク評価をする、と。すなわち2段階構成になっておりまして、牛と牛肉の両方やると。生体牛についてはですね、4つの項目ですね。

外国から日本にリスクが侵入してくる、それが牛にどういった影響を与えたのか。それは、海外から牛を輸入した、とか、肉骨粉を輸入した、だとか、動物性油脂を輸入した、とか、それから飼料規制はどのくらい遵守されたのか、交差汚染はどうだった、なのだとか、そしてその特定危険部位に99.4パーセントのプリオンが存在するといわれていますが、これを完全に排除しております。それから擬似患畜とか死亡牛の検査とかもしております。この4つの項目からですね、生体牛を評価しようという訳です

次は食肉について。SRMを完全に除いているんじゃないか、とですね、スタンニング、これは牛に電気を流して気絶させる方法、ワイヤを入れて不動化させるピッシング、そういったものが、食肉にどういった影響を与えているのか、といったところですね。

それから、BSE検査の方法。

それから、そもそも日本はトレーサビリティをやっておりますので、全部日本の牛はイヤリングをつけて、そのタグの中に、いつ生まれて、どこで育て、どこでと殺されて、という情報が伝わるようになっておりますが、それにトレーサビリティがどうなっているのか。そういうような2段階構成でご説明申し上げます。

(スライド6)

まずはですね、牛のプリオンの蓄積度から見たリスク評価について、であります。まずは、先ほど言ったような、たくさんの項目がありますので、段階を追って見ていきましょう。

(スライド7)

侵入リスクなんですけれども、80年代にですね、英国やドイツから輸入された生体牛があったとか、イタリアから肉骨粉が輸入された、オランダから動物性油脂が輸入されたのだろうか、とか、カナダからも生体牛の輸入があったのでは、というような事が侵入リスクとして考えられると。

(スライド8)

その対策として、BSE発生国からは、生体牛の輸入は禁止しているし、すべての国から肉骨粉の輸入は禁止している。そういう事があって2005年3月現在です、20ヶ月以下の牛が生まれた2003年以降は我が国へのBSEの侵入リスクは無視できる、と。そういう対応をとっていますので、2003年7月以降の生まれたものはですね、ほぼリスクは無い、無視できるという風になっているんですね。

(スライド9)

それから飼料規制も色々やっている。

(スライド10)

少し時間が無いので走りながらいきます。

(スライド11)

それから飼料の交差汚染。交差汚染というのは、飼料工場で間違っという意味ですね。間違っ使われることは無いのかという事ですが、2001年7月以前には可能性を否定できなかったですけど、2003年7月からは完全に禁止しておりますので、肉骨粉を完全にやらなくなっておりますので、交差汚染もその分2001年10月以降はそういう事は無いと。ただ2001年10月以前は、交差汚染があった可能性がある。

2003年の7月以降はですね、牛用の飼料製造工程、豚ラインと牛ラインとして、牛ラインは専用化されているという事で、牛ラインに牛の肉骨粉が入ることは無いと。2005年3月31日から、完全に実施されています。そういう訳で、国内産の肉骨粉の飼料への混入は無視できると。ですから、牛には肉骨粉は食べさせていないんだ、という事です。

(スライド12)

プリオンが生体内にあるんですが、脳に66.7%、脊髄に25.6%、こういうような特定危険部位はすべて除去していると。

(スライド13)

それから全頭検査しておりますので、汚染度は非常に低いと言えます。

(スライド14)

それから擬似患畜についても、720頭、これは15例までの擬似患畜について、すべて陰性であった、という事が言えます。

(スライド15)

それから死亡牛なんですけど、農場で死んでしまった牛の事を死亡牛というのですが、14万頭調べたんですけども、その結果3頭しかBSEは発見されていなかったと。その3頭もですね、94ヶ月、48ヶ月、102ヶ月と高齢の牛であったことが分かります。ですから、これを見ていくと、リスクはどんどんどんどん小さくなっているんじゃないかと。

(スライド16)

これは感染牛が生まれた年を表していますけど、ここは2005年3月以前に確認されたBSE牛。それから2005年3月以降に確認されたBSE牛なのですが、この部分は、もしこの当時BSEの検査をしていたら、このくらいは発見されていたのかもしれないという数字なんです。それを多く見積もっても、だんだん下がっていることが分かるかと思います。

(スライド17)

まとめてみると、2005年3月時点で、2003年の7月以降に生まれた20ヶ月以下の生体牛におけるプリオンの蓄積度については、非常に低いという事が言えます。

(スライド18)

それが先ほど言った侵入リスク、飼料規制、SRMの除去、擬似患畜や死亡牛の検査、こういった形でですね蓄積度は非常に低いという事が分かります。

(スライド19)

次は、食肉に対するプリオンの汚染度であります。これも項目が色々ありまして、項目に沿って評価していこうという、という事ですね。

(スライド20)

まずはSRMの除去ですとか、汚染の防止、スタンニングについて。特にスタンニングについて見ていきましょう。

生き物、牛はまあ生きていてるわけで、殺さなければいけない、命を頂かなければならない、その最初にすることがスタンニング、気絶させるという事ですね。銃を使ってするわけなんですけれども。そうやってスタンニングすることによって、激しい刺激を与えますので、その血液中に中枢神経が流入するという報告もあると。それから、特定危険部位の汚染率および汚染量に関する定量的なデータは無い、と。そこでですね、スタンニングによる食肉へのBSEプリオンの汚染率は非常に低いという事が分かります。

(スライド21)

それから次はピッシングなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、スタンニングした後に、ワイヤを入れて不動処理することを言うのですが、約72%のと畜場、頭数で言えば80%で2004年の12月時点でやっていたんですけれども、これも段々と無くなっているのですが。

色々みているとですね、ピッシングにおける汚染率は低い、と。しかし、ピッシングによる汚染量も少ないということが言えます。さらに、2003年7月以降生まれの生体牛のBSEプリオン蓄積度に関するリスクは非常に低い、と。ですから、ピッシングによる食肉の汚染リスクは非常に低いといえます。

(スライド22)

それからSRM、特定危険部位です。2001年10月からSRMの除去が義務付けられておりまして、2005年3月時点で、全てのと畜場で実施されております。ですから、感染価の99.4%が除去されていると考えられると。ですから日本の牛は、BSEは完全に除去されておりますので、SRM除去による食肉へのプリオン汚染リスクは非常に低いという事が言えます。

(スライド23)

それから脊髄組織への飛散防止ですけれども、これはと畜場にいかれると分かりますけれども、背割りといいますけれども、背骨から真っ直ぐ切っていくんですけれども、アメリカなんかではそのまま切ってしまうんですけれども、日本では首より下になっていきますので、吸引機で脊髄を吸引しています。吸引した後に背割りをするのが日本のやり方です。その脊髄組織が飛散するのを防いでいると。しかも1頭ごとに解体した自動のこぎりの歯なんかも、洗っていると。脊髄除去および枝肉洗浄ですね。これによってBSEプリオンの汚染率は非常に低いという事が言えると思います。

(スライド24)

それからと畜場内の衛生標準の手順書を作っているところが非常に多いと。それはSOPと言いますけれども、定められていないところによる食肉のBSEプリオンの汚染度を評価する事は困難であるんですけれども、多くの93%の施設ですね、SSOPが定められていると。ですので、SSOPが定められていないことによる食肉のBSEプリオンの汚染リスクは非常に低いと。手順書があるかないかというか、書類があるかどうかという事なんです。

(スライド25)

それから、と畜した後、延髄を取り出してBSEの検査をするんですが、2001年の5

月にですね、と畜場でリスク牛の検査を開始しております。

(スライド26)

2001年の10月からですね、全ての牛を対象にBSEの検査をやっていると。ここが今日の話なんですけれども。全て、若い牛でもやる必要があるのかということについて問題になりましたが、現在は全てやっていると。

(スライド27)

この1次検査をELISA法でやって、もし陽性であったら、もう1回確認検査をウェスタンブロット法でやると。なおかつ陽性であれば、BSE感染牛とみなすと。こういう形で33頭発見されていると。非常に世界的に見ても、厳密になされていると思います。アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパと色々な畜場を見て回ってきましたけれど、日本は非常に厳密にやっているんじゃないかと思います。

(スライド28)

それからリスクの低減についてですけれども、2005年の3月までに、424万頭検査したわけですが、ただ21ヶ月・23ヶ月というのが発見されているんですね。でもこの21ヶ月と23ヶ月のこのBSE陽性牛のプリオンの蓄積量は、他の陽性牛に比べて500分の1から1000分の1の蓄積量だったことが言えます。若いこともあって、蓄積量は非常に少なかったと。結局検査陽性率は非常に低いんだという事、また汚染量も無視できると。

(スライド29)

その他、トレーサビリティですが、2002年1月から開始されました。これは生産者も大変なんですよ。牛が生まれて1週間くらいで、タグをつけて、市場で売ったら報告して、肥育して報告し、と畜場で報告し、それが全部コンピューターで見ることができると。個体番号、識別番号がありますので。これは世界的にもよくできたシステムだと思います。

2004年の12月からは、流通段階においても義務化されています。

よって、2003年7月以前に生まれた牛の混入による食肉へのBSE汚染のリスクは無視できるという事が言えます。

(スライド30)

それから、検査陽性牛の排除ですが、適切にBSE検査が行われている。で、BSE検査陽性牛を排除しており、2003年7月以降生まれた牛に関して、食肉へのプリオンの汚染リスクは無視できるのではないかという風に考えられます。

(スライド31)

以上、まとめてみますと、食肉の汚染度については次のように言えるのではないかと思います。

(スライド32)

SRMの除去だとか、汚染の防止、スタンニングも衛生的にやっておりますし、ピッシングも少なくなっております。それからSRMも完全に除去しておりますし、脊髄の組織が、背割りによって飛散するの防ぎ、すなわち背割りに吸い取り、背割り後も完全に取れていることを確認し、枝肉もよく洗う。そういう事をするような、衛生標準作業手順・SSOPもやっているの、汚染は非常に低いと言えます。

それからBSE検査もですね、2段階になっておりまして、ELISA法で1次検査、陽性であれば2次検査でウエスタンブロット法や、病理組織学的な検査をすることによって、BSEを発見していると。陽性率は非常に少ないですし、汚染率も無視できると。

その他、牛がどこで生まれて、どこで処理したか、ゆりかごから墓場までじゃないですけれども、生まれたときからと畜するまで、全て誰がどこで、と追跡できるという。

それから検査陽性牛も排除していると。こういう事によって、日本の牛肉の汚染に関するリスクは無視できるんじゃないかという結論でございます。

(スライド33)

今申し上げた、牛と牛肉に対するそれぞれの汚染をまとめると、こういう事が答申できるのではないかと思います。

(スライド34)

結論ですが、2005年3月の時点において、2003年7月以降に生まれた20ヶ月齢以下の牛についてはですね、BSE検査を全月齢、つまり全頭検査した場合と、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合を比較してみると、牛におけるプリオンの蓄積度は全頭検査した場合は無視できるし、20ヶ月齢以下を排除して、21ヶ月齢以上のみにした場合においても、同じように無視できるんだ、と。非常に低い、と。

また食肉のBSEへの汚染度も、全頭検査した場合は今のリスクは非常に低いし、同じように21ヶ月齢以上の検査に移行したとしても、そのリスクは低い、と。

牛についても食肉についても、2段階とも、無視できる、非常に低い段階にあるということですね。

検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康汚染は、非常に低いレベルの増加に留まる、というのが、答申の主な内容です。

(スライド35)

その他付帯的なことですが、ピッシングは早急に中止していく。作業員の怪我も防ぐように、また電気による不働化をするなどの措置や配慮をしながらピッシングの中止を速やかに進める必要があると。

それから脊髄組織の飛散防止や、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順、SSOPも作ってないところは作るし、それを遵守していくと。

それから、SRM、特定危険部位の完全焼却しております。こういう事によるSRMの管理措置を有効にしていく、この事も本当にされているのかを検証する必要があると。

(スライド36)

それから飼料規制もですね、海外からBSEに汚染された肉骨粉が入ってきていないか、完全に停止されているか。それから日本は莫大なお金をかけて、肉骨粉を処分していますけれども、これがちゃんとなされているか確認していく。

それからBSEに関する調査研究は、これからも続けていく必要があるんじゃないだろうか、という事を答申しています。

今日は、この答申に関係したものとして、報告させて頂きました。以上です。

○吉川専門官 有難うございました。続きまして、農林水産省 小野寺課長補佐より、「飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係」について説明致します。

○小野寺課長補佐 ただ今ご紹介頂きました、農林水産省の小野寺です。

それでは、農林水産省の行っておりますBSEの国内対策について、スライドを使って説明してまいります。

(スライド1)

こちらのスライドですが、食品安全行政の体制ということで、農林水産省はこちらにあります通り、農林水産物に関するリスク管理を担当しています。リスク管理措置については、リスク評価機関の食品安全委員会に科学的に評価・解析してもらい、その結果を踏まえて、その中での適切なリスク管理措置を行っていくという事になっています。

農林水産省が現在行っておりますBSE対策につきましても、食品安全委員会の評価を踏まえて実施しています。

(スライド2)

このスライドは世界のBSEの発生件数を示しています。グラフでも分かりますが、

青の棒グラフ、こちらが英国での発生を示しております。英国では1989年以前から発生が確認されていますが、1992年の37280という数字がありますが、これが発生のピークとなっております。

その他の地域・国を見ますと、2001年以降の発生状況を示しておりますが、各地域ともに年々減少傾向で推移しております。

(スライド3)

このスライドが、先ほどのグラフを加工したものです。この中で1点ですが、2005年の全体の発生件数、スライド上で523となっておりますけれども、正しくは561件ですので、ご訂正いただければと思います。

この発生の累計になりますが、全体で約19万件、この内、最大の発生国である英国が、約18万5千件をしめております。

BSEの発生を防止するためのもっとも有効な措置は、発生原因となる異常プリオンを含む飼料を給与しないことですが、英国においては飼料規制が1996年に実施され、それ以降2001年、2002年、2003年と発生が大幅に減少してきております。

また英国以外のEUにおきましても、同様に発生は減少傾向で推移しています。この表に入っていない国の発生も若干ございますが、その他の国としましてはスイスやリヒテンシュタイン、イスラエルという国ですが、スイスでは100頭ほど発生していますが、リヒテンシュタイン、イスラエルはそれぞれ1頭、2頭といった数になっております。

(スライド4)

次に、牛海綿状脳症対策特別措置法についてご説明申し上げます。

まず目的ですが、スライドにありますようにBSEの発生を予防し、まん延の防止することにより、下にありますように、安全な牛肉の安定的供給、国民の健康保護、酪農・牛肉生産・加工及び流通事業の健全な発展を図ることです。

(スライド5)

次にその内容ですが、これらの目的を達成するために主な措置と致しまして、これらの4つが挙げられます。

第5条で、BSEの発生原因となる牛の肉骨粉等の飼料原料の給与規制、第6条で、国内状況を確認するためのサーベイランス、死亡牛の届出およびBSE検査、第7条で、と畜場におけるBSE検査等、第8条で牛に関する情報の記録が規定されております。

この内、農林水産省では第5条の飼料規制、第6条のサーベイランス、第8条のトレーサビリティの関連、こちらの方を担当してございますので、その概要についてご説明申し上げます。

(スライド6)

まずは牛の肉骨粉等の飼料原料の給与規制についてになります。

平成8年4月、ここがまず最初になっておりますが、1996年の3月のBSEに係る報告を受けたEUやWHOでの審議等を踏まえまして反すう動物由来の肉骨粉等の反すう動物への飼料給与禁止について通知を出したというのが、飼料規制の始まりになっております。

その後は13年9月に、我が国で初のBSE感染牛が確認されたわけですが、13年10月には飼料としての肉骨粉等について、全ての国からの輸入、国内における製造・出荷の一時全面停止しまして、海外から感染原因が新たに侵入すること、そして国内で新たな発生の原因となる飼料の製造を一時的に全面停止しております。

これらについては、順次、科学的知見に基づきまして見直しを行ってございまして、翌11月になりますけれども、大臣確認制度によりチキンミールを、16年1月には魚粉を、17年4月には豚の肉骨粉について、鶏・豚用飼料への使用再開を行いました。

先ほどにも話が出ておりましたが、17年4月には、製造段階における交差汚染を防ぐため、配合飼料工場における反すう動物用飼料と、それ以外の家畜用の飼料の製造工程の分離を規制し、交差汚染の防止をおこなっております。

さらに、同年の5月の食品安全委員会の委員長通知に基づきまして、輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化を行うとともに、輸入団体その他、飼料規制の通知状況の監視を強化したところでございます。

(スライド7)

これは家畜用配合飼料工場におけます専用化の状況です。数字は平成17年4月という事で、規制が始まった時期のものでございます。

家畜用の飼料工場が137箇所ございますが、全ての施設で分離がなされております。反すう動物専用の配合飼料工場43箇所、反すう動物以外の、他の家畜専用のものが59箇所、1つの工場の中で製造ラインを分離している工場というところが35箇所あります。

(スライド8)

こちらは内部で製造ラインを分離している工場の例を示してございます。この工場では牛用の配合飼料と、豚・鶏用の配合飼料を製造しています。大豆かすやとうもろこしなどの原材料自体は共通になっておりますが、各原料タンク以降、製造工程は出荷まで完全に分離されております。また輸送もそれぞれ専用車両を使用することで、より確実に交差汚染の無い飼料の製造・輸送をしております。

なおここで、豚・鶏用飼料の欄ですけれども、牛のところにある「ペレット加工」という工程がありませんけれども、実際これがあつてはいけない、という事ではありません。

(スライド9)

このスライドが現在の我が国の飼料規制の概要を簡略化したものです。この表のように、牛への給与飼料には牛の肉骨粉だけではなく、豚・鶏の肉骨粉も使用できませんし、牛の肉骨粉は豚や鶏への給与飼料としても使用できません。この他牛の肉骨粉以外でも血漿タンパクなども同様です。

(スライド10)

次にこれら飼料規制の実効性確保の取り組みです。

飼料規制の実効性を確保するために、輸入飼料の規制、飼料の販売業者における規制、農家における規制、飼料工場における規制、各段階における規制の遵守状況につきまして、国、地方農政局、独立行政法人、都道府県による立ち入り検査やサンプル分析などによって監視を実施しているところです。

なお、これらの実施状況につきましては、食品安全委員会に報告することとしております。

(スライド11)

次は特別措置法第6条の、死亡牛の届出及びBSE検査等、ですが、BSEサーベイランスの経緯をまとめてみたいと思います。

こちら飼料規制と同様に、平成8年4月に英国の件を踏まえて、BSEの発生の報告を義務付け致しました。それと併せまして、都道府県の家畜保健衛生所におけますサーベイランスを開始いたしました。

これを平成13年9月に、国内での発生を踏まえまして、よりの確に情報を把握するためにサーベイランス総数を4500頭に増やしております。またと畜場での全頭検査による健康牛130万頭、こちらの方も開始されております。

また15年4月からは24ヶ月齢以上の死亡牛の届出を義務化するとともに、それらの死亡牛のBSE検査を開始しました。

(スライド12, 13)

こちらが死亡牛検査の実績であります。死亡牛検査を実施するためには、牛の死体を検査結果が判明するまで保管する施設等の建設が必要であることから、15年4月当初は32県で検査が開始されました。その後、検査体制が整った都道府県から順次検査を開始するという事になっておりまして、15年度は1年間での検査頭数は約5万頭であります。

なお16年4月には、これらの検査に必要な施設の整備が全国で終了致しまして、全ての都道府県で検査が行われております。従いまして16年以降は年間約95,000件程度の死亡牛の検査を実施してきております。

これまでに国内で発生の確認された33頭中12頭のBSE陽性牛が確認されていると

いった状況になっております。

(スライド14)

次が特別措置法の第8条の、牛に関する情報の記録、いわゆる牛のトレーサビリティ制度についてです。

目的はBSEのまん延防止措置の的確な実施ということで、各牛に番号を付けることによって、BSE発生、BSE陽性牛の出生した農場や過去の異動状況を迅速に把握して、疫学的に関連する牛の追跡を可能としております。

またもう1つの目的は下の段にありますけれども、国産の牛肉に対する信頼の確保です。各牛の番号を枝肉から生肉段階まで表示することによって、消費者がその牛肉の生産情報等を確認できる仕組みを作っております。

(スライド15)

このスライドは生産段階での状況です。

農場で生まれた際に、管理者はその出生報告と耳標の装着というのが義務付けられております。それ以降、牛が農場を異動するごとに管理者による報告がなされるようになっております。また、と畜場ではと畜者によると畜の届出が義務付けられております。これらの情報については独立行政法人の家畜改良センターで管理されております。

また、輸入された牛につきましても、輸入後耳標の装着がなされて、同じように飼育されるという風になっております。

(スライド16)

こちらは、と畜場以降の流通段階についてのものです。流通段階の法の適用は、生産段階から1年おいて、16年の12月から義務付けられました。これらは枝肉・部分肉・精肉ということで、小売店や販売業者など、などというのは、焼肉店等の国産牛肉を提供する業者、法律では特定料理提供業者と呼ばれておりますが、約1万店舗が対象になっております。個体識別番号の表示および取引記録の保存というのが義務付けられております。

また、制度の信頼性確保のために、地方農政事務所等による立ち入り検査等を実施するとともに、個体識別番号の徹底を確認するために、と畜される全ての枝肉から、サンプルを採取し、必要に応じてDNA検査などを行うということになっております。

(スライド17)

これはデータベースに登録される情報です。各牛の個体識別番号を元に、出生年月日や種別などの牛の個体情報、生産者や肥育者、輸送業者等の管理者情報、と殺の年月日やと畜場などのと殺の情報が登録されております。

(スライド18)

これらの情報は独立行政法人の家畜改良センターでデータベース化されておりまして、インターネットを通じてホームページ上の赤丸のところをクリックしてもらって、個体識別番号を入力する事によって、出生からと畜までのルートを見ることが可能となります。

(スライド19)

これがホームページの表示例となります。

上段に出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別、品種という事で、これは牛そのものの個体情報となります。

下の欄は、出生農場からと畜場までの異動情報として、異動年月日、飼養場所等の情報が記載されております。

そして最後の段に、と畜年月日、と畜場の情報が記載されます。

なお、個人情報保護の観点から、一部「-」で表記されておりますが、本人の同意が得られれば、表示できることと致しております。

またこの表を見てもらえれば分かるかと思いますが、転出と転入がそれぞれ同じ日付で見られるように、異動の報告については、牛を出荷する方と受け取る方、両者に報告を義務付けることによって、確実に把握するという仕組みになっております。

(スライド20)

皆さんが目にするのは、このような表記だと思います。

これはスーパーマーケット等小売店での牛肉のパックラベルの例ですけれども、これは赤い丸で表示されているところに、個体識別番号の10桁の番号が記載されているかと思えます。

(スライド21)

こちらは、焼肉店等での表記の例になります。

このように店内に表記することによって、消費者の皆さんにその日提供する牛肉について、牛の個体識別番号を確認してもらおう、というようなこととなります。一度は見て頂けたら、という風に思えます。

農林水産省ではこれらのBSE対策について、国内でのBSEの発生予防およびまん延防止に取り組んでいるところでございます。

以上で、終わりにしたいと思います。

○吉川専門官 有難うございました

○吉川専門官 続きまして、厚生労働省 森田専門官より、「我が国における牛海綿状脳症に関する管理措置 BSE国内対策 と畜場・食肉処理関係」について説明いたします。

○森田専門官 ただいまご紹介いただきました、厚生労働省監視安全課森田と申します。

私からは、BSEの国内対策、リスク管理措置の中で厚生労働省が担当しております、と畜場、食肉処理関係という事でご説明させていただきます。

(スライド2)

まず、8月31日付通知「平成20年度におけるBSE検査に係る国庫補助について」の趣旨ということです。これは、報道等もありましたけれども、自治体に対して検査の中止を要請するといった趣旨で受けとられているという事であれば、それは我々の本意ではございませんので、それについて誤解無いよう説明したいという事です。

この通知の趣旨というのは、一番上にありますけれども、関係者の理解を深めて頂けるよう、3年間の経過措置について周知の協力依頼をするというのが、この通知の趣旨です。

BSE検査というのは、21ヶ月齢以上の牛について現在、法令上義務付けられているという事で、その部分につきましては、国庫補助を継続するという事です。一方で、義務になっていない20ヶ月齢以下の牛の検査という事につきましては、平成17年8月、後で経緯のところでもご説明いたしますけれども、見直しの際に最長3ヵ年という事ですけれども、経過措置として、自治体の行う自主的な検査につきましても、国庫補助を行うとしてきたものでして、この3年間と言いますが、20年7月末によって終了しますので、これは当初申し上げましたとおり終了しますという事を、この通知の中で申し上げました。

ただ、この通知の中では、自治体が自主的な検査について中止を行う・行わないといった対応にばらつきが出ることによって、かえって混乱が生じるのではないかとといった懸念を表明させていただきました。

いずれにしましても、20ヶ月以下の検査につきましては、実際には平成17年8月から自治体が自主的に検査を行っているもので、実施自体は自治体の判断にゆだねられているということは、我々としてはそれを前提とした上での事です。

厚生労働省としてどうするのかということですが、最後に書いておりますけれども、食品安全委員会の科学的知見に基づくリスク評価結果が、国民の皆様十分に理解されるようリスクコミュニケーション等に努めていきたいと考えております。

(スライド3)

ここから、おさらいを含めて経緯に移ってご説明したいと思います。平成13年10月18日からですけれども、と畜場でと畜解体される牛の、これは0ヶ月齢以上の牛の検査を行うということ、全頭検査をするといった経緯といたしましては、その当時、牛の月齢を正確に確認することができなかったということ、それから、国内初のBSE感染牛が発見された直後で検査をした肉と検査していない肉とが流通することの強い不安があった、そういうようなことを踏まえて行ったというわけです。

(スライド4)

それから検査と併せて、SRMといわれる、と畜場での頭部・せき髄・回腸遠位部の除去・焼却というものを義務化する。それから若干遅れて、脊柱の使用の禁止も行なっております。

(スライド5)

そこから、平成16年9月9日ですけれども、食品安全委員会で、「日本における牛海綿状脳症対策について—中間取りまとめ—」といわれているものですが、それがまとめられ、それを踏まえて厚生労働省、それから農林水産省もですけれども、平成16年11月15日に食品安全委員会に「我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価」を諮問いたしました。

厚生労働省関係の内容と致しまして、と畜場でのBSE検査につきまして、21ヶ月齢以上の牛ということについてどうか、という諮問をしました。

その答申を踏まえて、平成17年8月1日から、と畜場でと畜解体される21ヶ月齢以上の牛について検査を実施というようになったということです。ただ、この時の制度変更に伴い生じかねない消費者の不安を払拭するとか、あるいは生産・流通の現場における混乱を回避するといった観点から、先ほども申しました20ヶ月齢以下の牛について、地方自治体が自主検査を行うといった場合、経過措置と致しまして最長3年という事で、20年7月までという事で引き続き検査キットの費用を国庫補助します、という事になった次第です。

(スライド6)

BSE検査が1つですけれども、もう1つのBSE対策ということで、SRMの除去という事です。

食肉処理における管理要領に基づき除去がなされております。どのようにかというのが、ここにありますけれども、「専用の容器に保管」、あるいは「機械器具等の洗浄・消毒」あるいは「と畜検査員による確認をし、完全焼却」をする、ということです。

それから、SRMはどこかという、頭部、脊髄、回腸遠位部、脊柱と出ておりますけれども、頭部については舌、頬肉は食用可とする。舌は扁桃に接触しないように除去する、

脊髄は、背割り前の除去、それから高圧の洗浄をして汚染を除去するという、それから回腸遠位部につきましては、盲腸から安全率を見込んで2メートルを除去すること、脊柱につきましては、除去時の背根神経節による汚染防止ということで、脊柱そのものが危険というのではなく、背根神経節を除く必要性から脊柱ということで除去するということになっております。

(スライド7)

それから、と畜場における BSE 対策の検査についてです。

検査は、現在は 21 カ月齢以上の牛についての検査ということになります。20 カ月齢以下は、自治体の自主検査です。

検査の具体的な流れというのは、先ほどもご説明いただきましたけれども、まず一次検査ということで、スクリーニング検査をして陽性になった場合、確認検査ということで、手法としてこういう手法を用いるということで、その中でどちらかが陽性になり、BSE と診断されれば、これは肉の部分を含めて焼却をするということになります。

どちらも陰性になれば、これは食肉として流通可というような流れになっています。

(スライド8)

と畜場は、これは平成 19 年 3 月末の時点ですけれども、156 施設。関係する自治体は 76 自治体ということです。食肉検査所等に、と畜検査員というのがおりますけれども、これは少し古くて、平成 17 年 3 月ですけれども 2,566 名ということです。この方々が(と畜場等での)食肉検査を担当しています。

(スライド9)

BSE 検査ですけれども、これまでの実績について、BSE 検査頭数と BSE の確認頭数です。

BSE の検査頭数は、平成 13 年 10 月 18 日から、今 740 万頭以上ということになっております。先ほど農林水産省のほうからお話しいただきました(死亡牛検査の)中には含まれていない。

一方、BSE の確認頭数ということですが、かつこ書きで書いてあるのがと畜場での検査の中で見つかったもの。これは(農林水産省の)死亡牛の検査も含めて、1 例目も含めて、全部を出したものであるということで、今 33 例確認されております。と畜場では 20 例ということです。

この右側のほうですけれども、この 20 カ月齢以下(21 ヶ月齢未満)の部分というのは、これまでありません。

21 カ月齢から 40 カ月齢のここの 2 例というのが 21 ヶ月齢、23 ヶ月齢の事例ということでして、こうした階層別に振り分けてみますと、このような分布の状況ということで

す。

(スライド10)

これは BSE 検査の陽性牛を出生年で分布を見た場合というふうにしたものが、このグラフです。見ていただきますと分かりますように、大きな二つの塊まりがあるということが分かると思います。

(スライド11)

これも先ほど食品安全委員会のほうと少し同じですけど、BSE 陽性牛の生年月日と確認年月日ということで、ドットは確認されたときの月齢というものをあらわしています。

月齢ですので、線を引きますと、生まれの年月日になるのですけれども、先ほど言いました二つの塊まりといったものが、こういったところにあるということです。

一つの塊まりというのが、1995年12月から1996年8月となっています。

もう一つの塊まりというのが、1999年7月から平成14年(2002年)1月と、そういった感じで確認がされています。

BSE の対策で、と畜場での BSE 検査、SRM の除去・焼却、それから肉骨粉の完全禁止(飼料規制の強化)といったような部分は、2001年(平成13年)10月の時点で行われているということですので、今 BSE 陽性として確認されているものの範囲というのは、こういった完全に禁止されたその直後のものの範囲で確認され、それ以降の陽性牛は今ところ確認されていないと。そういう状況ということです。

そして食品安全委員会の評価といいますのは、2003年の7月の牛、要するに対策をとった後の牛をもって評価をした。

評価結果を踏まえて、基準を見直して、この(20ヶ月齢以下の)牛の検査について、経過措置としてこのグリーンの部分ですけれども、そういうかたちで行われ、来年の7月末で期限が過ぎるということでございます。

この時点で20か月以下というのは、実は2006年(平成18年)11月の生まれということで、評価をした時点、もしくは対策を取った時点、ずっとこの時間が経過してるということです。

こういった、時間経過というものを考えていただきたいということでお示したということです。

(スライド12)

実は食品安全委員会の答申の中では、検査評価だけではなくて、「と畜場における実態調査を定期的に行うことはリスク回避に有効である」、こういうご指摘もあります。

(スライド13)

と畜場においてはと畜検査員が常駐いたしまして、検査等を行っております。

と畜場には、業者さんが中に入っており、その業者さんが主体となって、SRM の除去、廃棄を行っておりますけれども、食品安全委員会の指摘を踏まえまして、SRM に関する法令等の遵守状況ということで、SRM 管理の実態調査を定期的に行うこととし、年 2 回行っております。

(スライド 14)

調査内容といたしましては、ここに書いておりますけれども、スタンニングの方法、背割りによる脊髄片の飛散防止、SRM にかかる SSOP、標準作業手順書とっておりますけれども、その作成とか、これに基づく点検・記録、それからピッシングの有無等があります。

(スライド 15)

牛の背割りによる脊髄片の飛散防止ということですが、平成 19 年 3 月末の、これが公表された最新の資料でして、処理施設は 156 施設あるわけですが、背割りをしている 150 施設全体において、のこぎりの歯を洗浄しながら切断し、脊髄を回収、回収した脊髄を焼却、それから鋸を 1 頭ごとに消毒、背割り後、脊柱中の脊髄を除去等々が実施されているということを確認しています。

(スライド 16)

それから、背割り前の脊髄除去ということです。これは背割り前に脊髄除去を実施しなければならないというのではなく、念には念を入れてやったほうがいいということで指導をしているわけですが、その実施状況としては、150 施設のうち 133 施設が実施しているというような状況です。

これは施設ベースですので、と畜頭数ベースでは 97 パーセント（推定値）ということになります。

(スライド 17)

それから、SRM にかかる標準作業手順書（SSOP）についてということですが、これはめん羊のほうも含んでおりますけれども、すべての施設で標準作業手順書は作成されております。

それから、これらについてちゃんと点検・記録をなされているかということですが、これについては、処理実績はないというような施設を除きまして、全ての施設について適切に実施されているということです。

(スライド 18)

それから、ピッシングに関する実態調査ということも行っております。

ピッシングというのは、先ほども説明されましたけれども、ピッシングという行為によって、破壊された脳や脊髄組織が血液循環を介して、枝肉を汚染する可能性があるというような指摘があります。

また、食品安全委員会のとりまとめた食品健康影響評価において、「食肉の BSE リスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」とされているということです。

(スライド 19)

厚生労働省では、こういったピッシングの中止については食肉の安全性の確保の観点、従事者の安全確保の観点の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるということにして、これも年 2 回、状況調査をしております。

(スライド 20)

最新の結果、これは平成 19 年 3 月末の結果ですけれども、こういったかたちで施設数を公表しています。

平成 16 年 10 月末、この時点では 3 割ぐらいが中止していて、7 割ぐらいが実施しているということがございますけれども、平成 19 年 3 月末の時点では、7 割のところ中止していて、残り 3 割が実施している、というようなことです。

この「(注:)」でちょっと書いておりますけれども、実は平成 19 年の 11 月中旬時点で、電話で 19 年 3 月末時点で中止できていない施設を所管する自治体に確認をしてみましたら、中止施設は進んでおりまして、もう実際に中止されている施設というのは、約 8 割ぐらいになっているということです。

(スライド 21)

今後の予定ということで、平成 19 年度末の時点では、もうほとんどのところが中止をし、平成 20 年度末には、完全に中止になると。そういうような状況になっているということです。

以上、厚生労働省としての取り組みということでご説明させていただきました。

○吉川専門官 それでは、ここで 10 分程度休憩を儲けたいと思います。  
意見交換は、3 時 25 分から開始したいと思いますので、それまでにお席のほうにお戻りいただきますよう、お願いいたします。

### (3) 会場との意見交換

○吉川専門官 それでは、時間がまいりましたので、これから意見交換を行います。先ほどの説明者3人に登壇をしてもらっています。

まず初めに、参加者の皆さまのほうから、参加申し込みの際に事前にご質問をちょうだいしておりますので、それにつきまして、それぞれ担当の省より回答をさせていただきます。

今回の福岡会場では、厚生労働省と農林水産省に関係するご質問、ご意見をちょうだいしておりますので、まず初めに厚生労働省のほうから、ご質問の内容とコメントについてちょうだいできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森田専門官 それでは、一つピッシングの関係で、「ピッシングの中止を、より積極的に支援していくべきではないか」ということです。

ピッシングの中止状況につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今着実に中止に向かって進んでいるというような状況です。

実際、ピッシングを中止される場合に、そのと畜場の施設の方が、設備を増やしたいといった場合には、これは厚生労働省の中で、補助をする交付金があります。その申請を頂ければ、2分の1の補助ということではありますけれども補助することはできます。

また、農林水産省のほうでも整備の関係のメニューがありますので、そういった中で、どういうものを選ばれるかというのは、と畜場の関係の方が考えられるということですが、わたしも積極的に中止に向かってできるよう、お力添えをしていきたいというふうには考えております。

○吉川専門官 はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産省の関係で、同様をお願いいたします。

○小野寺課長補佐 それでは、分類では飼料規制、骨粉ということになっているようですが、感染経路の究明、または疫学調査、そういった関係のご質問かと思えます。

まず、情報提供のほうですが、BSEの陽性牛が確認された場合には、発生都道府県において、給与飼料や添加剤を給与したとか、使用した医薬品等について、疫学調査を実施しております。その結果につきましては、とりまとめ次第、発生都道府県、そしてまた農林水産省のほうでプレスリリースするとともに、ホームページに掲載して、情報の公表をしているというところですが、今後とも、このようになかなか目に触れないというご指摘をいただきましたので、引き続きしっかりと情報提供については取り組んでいきたいと思えます。

また、疫学調査のほうなんですけれども、これまでも各発生例ごとに、そういった調

査を行っていきまして、これらの調査結果を元に、疫学研究を平成 17 年度から実施しているところでございます。こちらのほうにつきましても、今、とりまとめ作業をやっているということで、とりまとめ次第、公表していきたいというふうに考えております。以上です。

○吉川専門官 米国産牛肉の関係についても、ご意見、ご質問といったようなものが幾つか寄せられておりますけれども、本日この会の趣旨というのは、本題の対策について皆さんにいろいろとお考えいただきたいということでございますので、本日は国内対策についての意見交換とさせていただきたいと思っております。

それでは、会場から「我が国の BSE の国内対策」に関して、ご意見等をお伺いしたいと思います。

ご発言に当たっては挙手をお願いいたします。私が指名をいたしましたら、係の者がマイクをお持ちいたしますので、ご発言に先立ちまして、お名前と、差し支えなければご所属、もしくはどういったような立場でご発言かということをお話しいただければと思います。

できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思っておりますので、1 回のご発言は大変恐縮ですが、2 分以内をお願いしたいと思います。

1 分 40 秒経過をいたしましたら、ベルを 1 回鳴らします。(ベル音を聞かせる) 質問をまとめてください。

2 分たちましたら、2 回ベルを鳴らします。そうしましたら、マイクのほうを戻していただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言をされる方は挙手をお願いいたします。どなたか、ご意見でもご質問でも結構でございます。

では、こちらの方。

○○○ 大変分かりやすい説明をありがとうございました。□□の○○と申します。

私は、検査ではリスクは下がらないというふうに思っておりますので、SRM の除去をきちっとしていただくことが、リスクの低下につながるというふうに思っているんですけども。それで、ピッシングということが非常に大事だというふうに思っております、ちょっと初歩的な質問で恐縮なんですけれども、甲斐先生に 2 点ほどお伺いしたいと思います。

11 ページのピッシングのところなんですけれども、「食肉の汚染リスクは非常に低い」というふうな結論なんですけれども、その資料のところに「定量的なデータが十分提示されていない」ということとか、「汚染度の低い（無視できない）、しかし」というような、そういうふうな表現になっているので、このところをもう少し詳しくご説明いただけたらというふうに思います。

それから、もう一つは 14 ページの BSE 検査リスクの低減のところなんですけども、ここで 21、23 カ月齢の BSE 検査陽性牛の BSE プリオンの蓄積量について書かれているんですけども、「陽性ではあるけれども、500 分の 1 から 1,000 分の 1」ということで書かれているんですけど、このプリオンの蓄積量と危険度の関係というところを教えてくださいましたらと思います。

それから、もう 1 点は森田さんにお伺いしたいんですけども、福岡県は 20 カ月齢以下の自主検査のところは、今伺ったところだと、どちらとも言えないというふうなことでしたけども、そこもどういうふうになっているか教えていただけたらと。お願いいたします。

○吉川専門官 3 点、ご意見、ご質問がございました。

まず、リスク評価の関係で、もう少し解説をいただきたいということなので、先の 2 点については甲斐先生に伺って、それから 3 点目、これは福岡県の状況ということによるのでしょうか。

○甲斐専門委員 ご質問いただきまして、どうもありがとうございます。

ピッシングについては、定量的にどのぐらいしたらどのぐらいの汚染がというふうな、量的にデータはないと。だけれども、この汚染率は、それによって血液の中に BSE プリオンが入っていくということも、非常に少ないんじゃないかというふうに考えられます。

それから、特に最近ちょっとピッシングは少なくなっていますので、特に 2003 年 7 月以降生まれの生体牛の BSE プリオン、蓄積量に関するリスクは非常に低いというふうに考えられると。これは広範にピッシングをやっていたので、もし本当にこれがピッシングが原因ならば、すごくできたはずなんです。

それは逆説的ですけど、例えば 2 ページの下のほうの、1996 年生まれのこんな、こういう 2001 年度生まれのなんかののですが、いきなりこう出てくるということは考えられない。非常に広範に出てくるわけなんですよね、それが原因ならば。それは非常に逆説的ですけど。

それが第一点。だから、これは難しい問題ではないでしょうか。

そして、これは今、徐々に改善に向かっているということです。不動化措置も、できるだけ安くできるような方法でやっていくと。

それからこの 21 カ月、23 カ月のことは、これは、わたし直接担当しているわけじゃないんですけども、非常に、何ていうんですかね、これはほんとに BSE だったかどうかというように難しいくらい、蓄積量は非常に少なかったというふうに判断できるということだと思います。

詳しくは、厚生労働省から答えてもらったほうがいい。

○森田専門官 はい。この 21、23 カ月齢の事例は、たしかに若齢ということもあって、検査のときに、陽性にはなるんですけども、出てくるバンドが見にくいというようなことで、濃縮をかけて見るというようなこともありまして、そういうことで、500 分の 1 から 1,000 分の 1 というようなことです。

これがヒトに対してどうなのかということについては、なかなかお答えできない。どれぐらいでヒトに感染するかという科学的知見は得られていないと思う。

各県の 20 ヶ月齢以下の BSE 検査についての検討状況については、われわれ全部を把握しているわけではありませんし、また議会等の中で話されたというような情報があれば、お聞きはしますけれども、福岡県からは聞いておりませんので、もし福岡県の方がいらしていたら、お答えをいただければと思います。

○吉川専門官 もし、この会場の中に福岡県の方いらっしゃいましたら、何かコメントをいただけますか。

○□□ □□の〇〇と申します。

ちょっと質問趣旨の確認なんですけれども、20 カ月齢以下の検査を今後どうするかという点についての、福岡県のコメントということでよろしいのでしょうか。

○吉川専門官 そのようなことで。

○□□ 実は、まだ福岡県については、最終的にどっちの方向でいくかということの表明はしておりません。

ただ、これは内部的に思っているところなんですけれども、科学的には、食品安全委員会のほうで、一定のリスク評価が出されているということは事実としてあるわけでございますけれども、これが果たして実際、消費者、生産者の方も含めたところで、ほんとにリスクが十分浸透しているのかどうかというところの判断もございまして、今後九州各県なり他県の状況を見ながら検討して、近いうちに結果を出したいという状況でございます。

○吉川専門官 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○□□ □□の〇〇と申します。ちょっと風邪ひいていまして、お聞き苦しいと思いますが、お許してください。

すみません、基本的な質問で恐縮なんですけど、最初の甲斐先生からご説明いただいたリスク評価のところの、スライドでいいますと 12 番目、資料のページでいうと 6 ページ

です。

BSE プリオンの生体内分布のところなんですが、2005年の時点でのリスク評価では、生体内分布については総計 99.44 パーセントは除去できるというふうになっているんですが、その後の科学的知見の進化・発展の中で、残る 0.5、6 パーセントのところの確認といたしますか、そういうのは進捗はどうなっているのか、教えていただければというふうに思います。以上です。

○甲斐専門委員 不勉強なものですから、厚労省にお願いします。すみません。

○森田専門官 これは、私がこれまた正しい説明ができるかというのは、非常にあれなんですけども。

これは、EU になった後、感染実験等のデータに基づいて、牛の管理機関から評価をしたということでございます。

残りの 0.5、6 パーセントを食品安全委員会の中で、研究していくという話は、わたしはちょっと存じておりませんが、欧州委員会でこういう評価がなされたということだというふうに私は理解しております。0.5、6 パーセントがどこにあるのかということについては、特に言及はないのではないかと。

○吉川専門官 残りの 0.5、6 パーセントについては、まだよく分かっていないということですか。

○森田専門官 これはあくまで推定の中で、こうなったということで、残りの 0.5、6 (パーセント) がどこにあるかという言及がされているわけではないかと。

○□□ わたし民間の調査団体の者なんですけれども、厚労省に対しての質問ですが。

BSE 対策の経過のところ、8 ページの牛の背割りによる脊髓片の飛散防止についてというところで、背割りをしていない施設がまだ 6 施設あるということと、それから脊髓除去のところでも、吸引をやっている施設が、まだ 89 パーセントということなんですが、この残りのところに関しては、何かちゃんと指導していくとか、あるいは改善されるということがあるんでしょうか。

それから、そういう施設がどこにあるのかということとか公表されるのかどうか、お尋ねいたします。

○吉川専門官 では、厚労省のほうからお願いします。

○森田専門官 背割り前の除去ということでございます。

これは厚生労働科学研究の中なんですけども、背割り前に脊髄を除去する場合と、それから、背割りをしてから脊髄を除去して、その後、洗浄する場合とで、両者を比較した場合に、それらの汚染度というのは、実は有意な差はなかったというようなことです。

データの的には両者は有意差はなかったんですけども、そうは言っても、研究者の方から、やはり念には念を入れて、背割り前に除去したほうがいいのではないかというようなご指摘がありそのようなことで指導をさせていただいたということです。

したがいまして、背割り前の脊髄除去というかたちでの指導をしておりますけれども、義務というようなかたちでの見方をしてはいるわけではございません。むしろピッシングの中止のほうに積極的に取り組んでいるというのが実情だというふうなことです。

○吉川専門官 ちょっと背割りというのが何かというのは、一般の方によく分かっていなかったのかもしれませんが。

○森田専門官 背割りというのは、牛をスタンニングでと殺して、その後皮をはいで、それから枝肉にするときに、牛を背骨のところでも半分に割るといふ、そのことです。これは、のこぎりを使って、二つに割って、その割られた半身を枝肉とっておりますけれども。

脊髄というのは脊柱の中をはしっておりますので、それを背割りをする前に除くか、それとも背割りをしたあとに除くか、ということです。

○吉川専門官 その他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。説明を聞いたんだけれども、この部分がまだ理解できない、というような事があれば、ご指摘いただければ。

○□□ ○○と申します。今の農水省の方のほうの説明で、牛の肉骨粉で、今かなり原油が高騰しているものですから、例えば牛の肉骨粉を鶏・豚に給与していくというのは今禁止されているんですけども、これは当面として禁止されているのか、今後は使えるということがあるのかですね、ちょっとそこらへんをお聞きしたいんですけど。

○吉川専門官 では農水省から。

○小野寺課長補佐 現状のところでは肉骨粉はすべて焼却されて、豚・鶏には使わないという方向で、そういった規制を遵守しているというところです。これらについて今のところはですね、まだそちらの方向の検討というのは行っていないというところでして、試験研究などの分野でですね、実際に不活化のそういったもので新たな使用を検討するとかですね、そういった研究課題の中でいろいろ取り組みは行っておりますけれど、

現段階でそのへんをどうするかということは、まだ考えていないというふうに聞いております。

○吉川専門官 ほかにございますでしょうか。

○□□ □□の〇〇と申します。今日の大きな命題というのは、20カ月以下のBSE検査を全国一斉に中止をするということだろうと思っているんですけども、それにしはちょっと説得力があったのかなという、ちょっとわたしは疑問符が付くんですけども。

というのは、BSEの病気の成り立ちだとか、そういったことを考えたり、あるいはイギリスの発生事例とか、あるいは日本の発生事例とかを見ますと、20カ月以下というのは、1992年ですかね、イギリスで1例あったのみで、あとはほとんどゼロだということですね。それから検査するのに到達するまで5年ぐらいかかったというようなことから考えて、やはりそのBSE検査の位置付け、これはどういうものなのかというのを、もっと明確に皆さん方にお知らせすべきではないのかなと。日本のBSE検査の位置付けと、それからいわゆるOIEをはじめとするヨーロッパ等のBSE検査の位置付けは、本当は違うんじゃないかなと思います。

ですからBSEの検査というのは、どちらかという、いわゆるBSE対策の評価とかですね、あるいは進ちょく状況だとか、そういったものに使われるべきであって、一番はやはりSRMだとか、先ほど来出ているピッシングの話だとか、そういったのをメインにしてやるべきではないのかなと。そこらが明らかに説明が抜けている部分があるので、なかなか皆さん迷っているところがあるんじゃないかなと、そういう気がするんですけど、ご意見を伺いたいと思います。

○吉川専門官 それでは厚生労働省のほうから。

○森田専門官 説明のしかたのご指摘です。今回私ども、スライドを見て、まずその時系列、時間でのリスクの軽減というもの、対策を取ったその後の軽減というものをご理解いただく。それから食品安全委員会のリスク評価の結果というものをご理解いただく。要するに科学的な知見というようなかたちで評価をしているということについて、ご理解いただくということです。

SRMの除去というものも、先ほどのスライドでご説明いたしました。それからイギリスの事例ということもございますけれども、農林水産省さんの範囲に当たりますけれども、それは過去の別の発生ということでもあります。

ご意見として今後の参考にさせていただきながら、また工夫をしながらコミュニケーションを取っていく、また地方自治体においても、われわれ通知のところでも申し上げま

したけれども、リスクコミュニケーションをしていっていただきたいというふうに言っているわけですので、その中で、われわれにもご協力できることがあったらさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉川専門官 先ほどアメリカ・ヨーロッパの検査の位置付け、それから日本における検査の位置付けというのは、やはり少し意味合いが違うのか、という事がありましたけれども。

○森田専門官 今日本で行われているのは、EUに近い仕組みになっているんじゃないかと思います。アメリカはまさにサーベイランスとあって、どれだけBSEが侵入しているのかというような評価をするためにですね、抽出検査をしていくと。と畜場での検査というのをやっているわけではない。

一方、EUの方は、と畜牛の検査というのをやっており、健康牛のと畜というのは、20か月ではなくて30か月という線で、EUの基準ではやっているということです。

○吉川専門官 EUでも30ヶ月齢以下でと畜場で検査しているという事でございます。

あと、SRMの除去と検査ということであったわけですが、説得力という中で、SRMの対策というのがやはり非常に重要だということを理解しておく必要があるのではないか、というご意見がありました。SRMの対策というのは甲斐先生のほうからご説明ありましたとおり、プリオンの除去がそのSRMを取り除くことによって大方除かれるだろうと。その上での検査という位置付けがあるんだというようなことでございますが、もう少しコメントが必要であればお願いします。

○森田専門官 (と畜場・食肉処理関係での) BSE対策というのは、と畜場での検査というようなところでは、BSEの検査をしています。ただし、義務付けているのは20か月齢以上。それからSRMの除去というのをやっている。これは全頭からの除去です。こういった仕組みになっています。

また、BSE牛をつくらない、循環させないという意味で飼料規制があるわけで、SRM除去やBSE検査を含め、いろんな対策が重なって今の安全確保の措置があるということは申し上げておきます。

○甲斐専門委員 補足ですけど、イタリアに行ってみたんですけど、イタリアのと畜場に行ったらですね、日本ではSRMは全頭を除いていますけども、イタリアはたぶん12か月以下は何もしないんですね。と畜場は時間で決めているんですね。12か月以下のものとか、24か月以下とか、24か月以上とかですね。今ご指摘のように、EUの場合は

30 カ月なんですけど、ドイツとイタリアは 24 カ月だったと思うんですが、特別にですね。

ですから、12 カ月以下のものは朝早く持ってきて、それはSRMも除去しないし、BSE検査もしないと。で、ある時間帯の肉のものは12 カ月から24 カ月だから、それはSRMは除くけど、BSE検査はしないと。で、午後になってからBSEは、これは24 カ月以上はSRMも抜くし、BSE検査もするというふうに時間帯で処理して、作業を間違わないようにですね、ちゃんとやっています。日本はSRMを全部除いていますけど、外国ではSRMを除いてることはない、そういうことになるんですけど。

○吉川専門官 はい、ではこちらの方

○○□ □□の○○と申しますけれども、きょうの説明、久しぶりにBSEについてのリスクミに出てみたんですけれども、今までのと変化しているんだなと思いました。いろんな説明の中で、科学的見地からの部分というのは、2005 年に出されたときにも、一応納得はできるけど、消費者としてはやはり不安を払拭できないということで、全頭検査は引き続きいろんな所でやられるという結果のところ、3年間の経過措置というのを取られたと思うんですけども、来年度の平成20年の7月までに、こういうお話をしていきながら、全体的に経過措置が終わってしまって、どういうふうに自治体それぞれがやっていくのかというところが問題になってくると思うんですけども、先ほど県のほうでは、これからリスクミなどを行いながらということでありましたけれども、きょうもたぶん消費者の人たちはわたしたちぐらいで、なかなか少ない。一時期の不安なときにはこういうところにも参加が多かった中で、だんだん少なくなっている。

ただアメリカ牛のこととかはあるけれど、実際のところはどう変わっていつているのかというような情報を、なかなかわたしたちのほうから積極的に求めてない部分もあるんですけども、そういうことに対して2008年度までにどういうふうな、こういうリスクミの場だけでは全然足りないと思うんですけども、何かそのへんの計画などがあるとしたら、そのへんのところの、2008年度の7月までにどういうかたちで動いていくのかを、少し聞かせていただきたいと思います。

○吉川専門官 20 カ月齢以下の検査の補助が来年度の8月からなくなるということについて、もう少し理解をしていただくために、どのように取り組んでいくのかということでございますけれども。

○森田専門官 これは私がお説明した2枚目のスライドの下の枠になりますけれども、今後もリスクコミュニケーションに努めていきたいということになります。科学的な知見をご理解をいただくということがまず大事であり、そこをご理解いただいているというのであれば安全性に問題はないと、ご理解いただけるのであれば、それは安心に繋が

っていくと。ただ、そののところはですね、まだふわふわしているところもあるかと思えます。

私どもとしてはまずちゃんと理解をしていただく、そこがまず第一だというふうに思っていますので、リスクコミュニケーションのご協力お願いしますというふうにお願ひし、地方自治体は地方自治体でいろいろな計画を立てられておられるというふうに思ひますし、わたしどもも自治体からわれわれに説明の要望があれば、それは行って説明することはやぶさかではありません。そういったかたちで、ぜひより細かい形でリスクコミュニケーションに努める。これが一つです。

それから、われわれの情報提供というのは、リスクコミュニケーションという、こういう場だけではなく、やり方はいろいろあるんですけれども、やはりホームページが一番皆さんに情報提供できるツールになります。あとは報道機関へのプレスリリース。われわれがホームページに載せる情報の多くは、プレスリリースをしているのですけれども、なかなか全てが報道等をされるというものではない。BSEに関しては細かに載っているのです、フォローしていただければよいかと思ひます。

○吉川専門官 司会者がこういうコメントをして恐縮なんです、私のほうは厚生労働省のリスクコミュニケーションを担当しております、今森田のほうから説明させていただきましたけれども、情報提供ということで、今日使ったような厚生労働省の説明の資料を、今日の資料の一つ前のバージョンではありますが、こういったようなものも厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思ひます

その他ご質問ありますか。

○□□ 食品安全委員会の甲斐先生にちょっとお尋ねしたいんですけれども、平成16年9月にBSE対策についてということで、中間とりまとめを公表されてあるんですけれども、その後の、中間とりまとめの中では、BSEについてはまだ十分に解明されていないところが多いんだということで、例えば伝播様式とか分布とか増幅様式とか、そういった基礎的な研究についてですね、今後の将来像なり、わが国での研究の推進が期待されるというようなコメントがあるんですけれども、その後、この中間とりまとめ以降のとりまとめについて、ご予定があればお尋ねしたいと思ひます。

○吉川専門官 中間とりまとめ以降最終報告はどうなっているのかという点と、研究の進展状況はどうなのかという2点だと思うのですが。食品安全委員会の事務局の方から。

○食品安全委員会事務局：2点ほどご質問があったかと思ひますけれども、中間とりまとめで解明されていないところが多いということで、その後の研究はどうなのかというのがまず1点です。これはそういうとりまとめの中で、研究の必要性についても触れて

おりまして、厚労省や農水省などでも様々な研究をやっておりますし、また世界的にもいろいろ行われているところでございますが、プリオンの性質上なかなか難しいところもあって、劇的に進展しているかといわれると、なかなか思うように進んでいないところで、引き続き各立場でいろいろ取り組んでいるところというのが現状でございます。

それからもう1点、中間とりまとめ後の最終とりまとめみたいなことをするのかという質問ですが、これに関しては、具体的に今後どうするという話はまだ決まっているわけではございませんけれども、いろいろと研究の進展等で新たな知見が得られれば、必要に応じて検討してまいりたいという状況でございます。

その他、今回のテーマとは直接関係ありませんが、食品安全委員会のほうで、厚労省や農水省からの評価依頼に基づく評価以外に、食品安全委員会が自ら自主的に取り組む評価というかたちで、アメリカとカナダ以外の、そのほかの国からの輸入牛肉に関してのリスク評価をすることを、ことしの春に決定いたしまして、今、過去3～4年間に輸入実績がある国に対して質問状を送っております。現在、その回答を待っている状況でございます。回答が得られ次第、評価を進めていく予定ということで、ご紹介をさせていただきます。

○甲斐専門委員 私への質問だったんですけど、申し訳ありません。食品安全委員会事務局のほうから回答させていただきました。

○吉川専門官 あとBSEの研究について推進するよということ、食品安全委員会からの答申がきているんですけど、厚生労働省、農林水産省でも今研究しているところでございますが、何かご説明できるのであればお願いします。

○森田専門官 厚生労働省では、厚生労働科学研究費があり、BSEに関しての研究が行われています。その中で分析の高感度に向けた研究もされておりますけれども、まだ実用化できる段階にはありません。

たもう一つ検査の迅速化というのがあります。迅速化のほうは、病理検査に時間がかかるということで研究の結果、短くする方法が開発されているというような状況です。

それから、(BSEプリオンの生物学的性状と)「種の壁」(のメカニズム解明)という1つの課題の中ですけれども、伝達性に関する研究ということで、21、23カ月齢の伝達性試験を行っている研究があります。この研究につきましては、報道されてもおりますけれども、2代でのマウスでの試験を行ったわけですけれども、その中では、伝達性は認められていないというふうな結果であったということです。

○吉川専門官 何か農林水産省さんのほうで研究の関係でご紹介できることは。

○甲斐専門委員 農林水産省のほうは、ちょっとわたしも詳しい成果について把握していないんだけど、プロジェクト研究を立ち上げて、ことしまで4、5年間やっておりますので、その事業の成果についてはとりまとめ次第、皆さまにご報告されることになると思います。

また来年度以降につきましても、鳥インフルエンザとBSEということですね、そういう食品に対するプロジェクト研究が動き出すことになっておりますので、それは概要につきましても、これからホームページでも概要がわかるようになるかと思えます。実はデータとかでいったら紹介できませんが、知っている範囲でご紹介させていただきました。

○吉川専門官 まだまだいろいろな研究の課題があるんですけども、まだ途上にあるという事で、また逐次分かるようになってきましたら色々な状況を発表できるかと思えます。

ほかにご意見・ご質問ございますでしょうか。

○□□ ちょっと時期は、1ヶ月前ごろだと思うんですが、個体識別番号の番号が、何か書類がコピーされて輸入牛肉か何かに国産牛肉という事でその個体識別番号の方だけをうつして、それが国産牛肉として出回っていたというような、確か四国だったと思うんですが、ニュースで見たような記憶があるんですけど、個体識別番号の管理とか、業者に対する検査とか、そういう体制というのは、地方自治体が責任を持ってされるんでしょうか。それとも農水省がやってくれるんでしょうか。そのへん今食品表示の問題で非常に大きい社会問題になっておりますので、個体識別番号が果たして信頼性の置けるものなのかという事をもう一度確認させて頂きたいのですけれども。

○吉川専門官 ではこれは農林水産省のほうからお願いします。

○小野寺課長補佐 はい、それでは私の方から。先ほど資料でも若干説明させていただきましたけれども、トレーサビリティ制度の信頼性を確保するという事で、地方農政事務所等により、牛の飼養管理者や牛肉販売業者に対しまして、巡回指導とか立ち入り検査というのを行ってございます。平成18年度には、牛の飼養管理者に対しては7万2,000戸、牛肉販売業者に対しては3万2,000店舗、特定料理提供業者に対して6,000戸ということで、巡回指導とか立ち入り検査というのを行っているところです。

先ほどの牛肉の個体識別番号の適正表示伝達の確認のため、牛肉のDNA鑑定用のサンプルを採っているということでは、平成18年度には、牛肉販売店からは1万7,000の検査用サンプルが採取されてございまして、これとの照合というのが行われております。

その結果として、生産段階での耳標の付け替えとか、虚偽の届出等の違反というのは

4件、流通段階で個体識別番号の不正表示ということでの勧告が17件というような、残念な事例があったということです。今後ともこのように信頼性確保のため、巡回指導とかというものは続けていくということにしております。

あと今ご照会のあった個別の事例、四国の話ですが、これについては、私ちょっと内容を承知してございませんので、ご紹介できませんけども、こういったようなかたちで、信頼性の確保というのに努めているところです。

○吉川専門官 もし他にありましたら、まだ時間がありますが、よろしいでしょうか。特にこれ以上はないようなので、意見交換会はこれで終了をさせていただきたいと思えます。以上をもちまして、「食品に関するリスクコミュニケーション」を終了いたします。長時間にわたりまして、また貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

出口におきましてアンケートの回収を行っておりますので、今後のリスクコミュニケーションの参考とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また皆さまのお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、ぜひともご参加をお願いしたいと思います。それでは皆さま、どうぞお気をつけてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時40分 閉会